

# 福岡県公報

平成28年4月15日  
第3785号

## 目次

### 告示(第380号-第387号)

- 福岡県における飼料作物の奨励品種、早晩性、奨励する地帯及び主な利用方法 (畜産課) …………… 1
  - 地方卸売市場の廃止の許可 (園芸振興課) …………… 3
  - 道路の区域の変更 (道路維持課) …………… 3
  - 福岡県領収証紙売りさばき人の指定事項の変更 (会計管理局会計課) …………… 3
  - ふるさと寄附金収納事務の委託 (税務課) …………… 3
  - 指定代理納付者の指定 (税務課) …………… 4
  - 福岡県青少年健全育成条例第16条第2項第4号に規定する団体の名称等 (青少年育成課) …………… 4
  - 卸売業務廃止の届出 (園芸振興課) …………… 4
- ### 公 告
- 土地改良区の役員の就任及び退任 (農村森林整備課) …………… 4
  - 土地改良区の役員の就任 (農村森林整備課) …………… 5
  - 土地改良区の役員の就任 (農村森林整備課) …………… 5
  - 土地改良区の役員の就任 (農村森林整備課) …………… 5
  - 水産動物の種苗の生産及び放流並びに水産動物の育成に関する基本計画の制定について (水産振興課) …………… 6
  - 平成28年度調理師試験の実施 (健康増進課) …………… 8
  - 大規模小売店舗立地法第6条第1項の規定に基づく変更の届出 (中小企業振興課) …………… 9
  - 大規模小売店舗立地法第6条第1項の規定に基づく変更の届出

- 開発行為に関する工事の完了 (中小企業振興課) ……………10
- 開発行為に関する工事の完了 (都市計画課) ……………10
- 開発行為に関する工事の完了 (都市計画課) ……………11
- 開発行為に関する工事の完了 (都市計画課) ……………11
- 大規模小売店舗立地法第6条第2項の規定に基づく変更の届出 (中小企業振興課) ……………11
- 平成28年度狩猟免許試験及び狩猟者講習の実施 (畜産課) ……………12
- 土地改良区の役員の退任 (農村森林整備課) ……………14
- 共同施行による土地改良事業計画変更の適否決定 (農村森林整備課) ……………14

## 告 示

### 福岡県告示第380号

福岡県における飼料作物の奨励品種、早晩性、奨励する地帯及び主な利用方法を定めたので、次のように告示する。

福岡県における飼料作物の奨励品種、早晩性、奨励する地帯及び主な利用方法(平成27年4月福岡県告示第464号)は廃止する。

平成28年4月15日

福岡県知事 小川 洋

種 類	品 種	早晩性	奨励する地帯	主な利用方法
イタリアン ライグラス	あかつき	極 早 生	県内全域	サイレージ・乾草
	ワセアオバ	早 生	〃	サイレージ・乾草
	タチワセ	早 生	〃	サイレージ・乾草
	タチマサリ	早 生	〃	サイレージ・乾草
	ニオウダチ	早 生	〃	サイレージ・乾草
	いなずま	早 生	〃	サイレージ・乾草
	さつきばれ	中 生	〃	サイレージ・乾草
	タチムシャ	中 生	〃	サイレージ・乾草・生草
	ジャイアント	中 晩 生	〃	サイレージ・乾草

青刈えん麦	マンモスB	中 晩 生	〃	サイレージ・乾草・生草
	エース	晩 生	〃	サイレージ・生草
	ムサン	晩 生	〃	サイレージ・乾草
	ウルトラハヤテ韋駄天	超極早生	〃	サイレージ・乾草・生草
	スーパーハヤテ隼	極 早 生	〃	サイレージ・乾草・生草
青刈大麦	エンダックス	極 早 生	〃	サイレージ (ホールク ロップ)
	ワセドリ2条	極 早 生	〃	サイレージ (ホールク ロップ)
青刈とうも ろこし	はるか二条	早 中 生	〃	サイレージ (ホールク ロップ)
	KD640 (ゴールドデント KD640)	早 生	〃	サイレージ (ホールク ロップ)
	KD680 (ゴールドデント KD680)	早 中 生	〃	サイレージ (ホールク ロップ)
	ゆめそだち	中 生	〃	サイレージ (ホールク ロップ)
	SH3815 (スノーデント125 わかば)	中 生	〃	サイレージ (ホールク ロップ)
	30D44 (バイオニア135日)	晩 生	〃	サイレージ (ホールク ロップ)・二期作用
	SH9904 (スノーデント王夏 )	晩 生	〃	サイレージ (ホールク ロップ)・遅播き・二期 作用
青刈ソルガ ム	K70 (キングソルゴー)	早 生	〃	サイレージ・生草
	SX-17 (スダックス316)	早 生	〃	サイレージ・生草
	FS306 (雪印ハイブリッド ソルゴー)	早 中 生	〃	サイレージ・生草
	HS-G (タキイのハイブリ ッドソルゴー)	早 中 生	〃	サイレージ・生草
	Sugar Graze (シュガーグ レイズ)	中 晩 生	〃	サイレージ・生草
	SG-1A (甘味ソルゴー)	中 晩 生	〃	サイレージ・生草

スーダング ラス	KCS-105 (スーパーシュ ガーソルゴー)	晩 生	〃	サイレージ・生草
	FS902 (ビッグシュガーソ ルゴー)	晩 生	〃	サイレージ・生草
	HS-K1 (ヘイスーダン)	極 早 生	〃	サイレージ・乾草
	シュガースリム	早 生	〃	サイレージ・乾草
	KCS-207 (サマーペーラ ー細莖)	早 生	〃	サイレージ・乾草
	TR-92 (ドライスーダン )	早 中 生	〃	サイレージ・乾草
	HS-9401 (ベールスーダン )	中 生	〃	サイレージ・乾草
	うまかろーる	晩 生	〃	サイレージ・乾草
	ロールキング	晩 生	〃	サイレージ・乾草
ローズグラ ス	カタンボラ	中 生	〃	サイレージ・乾草
青刈ひえ	グリーンミレット中生	中 生	〃	サイレージ・生草
	青葉ミレット	中 生	〃	サイレージ・生草
オーチャー ドグラス	アキミドリⅡ	極 早 生	〃	放牧・採草
	ナツミドリ	早 生	〃	放牧・採草
しろクロ ーバ	フィア	早 生	〃	放牧
あかクロ ーバ	ケンランド	早 生	〃	放牧・採草
バヒアグラ ス	ペンサコラ	早 生	〃	放牧
稲発酵粗飼 料用稲	モグモグあおば (西海飼 262号)	晩 生	〃	サイレージ (ホールク ロップ)
	タチアオバ (西海飼253 号)	極 晩 生	〃	サイレージ (ホールク ロップ)
	たちすずか (中国飼198 号)	極 晩 生	〃	サイレージ (ホールク ロップ)

## 福岡県告示第381号

卸売市場法（昭和46年法律第35号）第60条の規定に基づき、次のように地方卸売市場の廃止を許可したので、福岡県卸売市場条例（昭和46年福岡県条例第46号）第46条第1号の規定により告示する。

平成28年4月15日

福岡県知事 小川 洋

卸売市場の名称	卸売市場の所在地	取扱品目の部類	開設者の名称及び代表者氏名	卸売市場の廃止年月日
博多青果地方卸売市場	春日市大和町4-32	青果部	株式会社国崎商行 代表取締役社長 國壽幸信	平成28年 7月31日

## 福岡県告示第382号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所に於いて一般の縦覧に供する。

平成28年4月15日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区 間	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
京 築	一般国道	496号	前	行橋市大字大橋9番1先から 行橋市泉中央3丁目1334番1先まで	6.8 ～ 29.0	2,282.2
			前	行橋市大字大橋9番1先から 行橋市西泉3丁目1344番5先まで	16.0 ～ 46.0	1,525.2
			後	行橋市大字大橋9番1先から 行橋市西泉3丁目1344番5先まで	16.0 ～ 46.0	1,525.2

## 福岡県告示第383号

次のように福岡県領収証紙の売りさばき人の指定事項を変更したので告示する。

平成28年4月15日

福岡県知事 小川 洋

	売りさばき人証番号	売りさばき人の住所及び氏名	売りさばき所	変更年月日
新	182	北九州市戸畑区汐井町2番1号 戸畑警察署内 戸畑交通安全協会 会長 青木 信	北九州市戸畑区汐井町2番1号 戸畑警察署内	平成27年 7月29日
旧		北九州市戸畑区汐井町2番1号 戸畑警察署内 戸畑交通安全協会 会長 日向 祥剛		

## 福岡県告示第384号

ふるさと寄附金の収納事務について、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づき、次のとおり委託したので、同条第2項の規定により告示する。

平成28年4月15日

福岡県知事 小川 洋

## 1 委託する事務

ふるさと寄附金（コンビニエンスストアにおいて納付されるものに限る。）

## 2 委託の相手方の名称及び所在地

## (1) 名称

株式会社エフレジ

## (2) 所在地

京都府京都市下京区四条通烏丸西入函谷鉾町101番地

アーバンネット四条烏丸ビル

## 3 委託した日

平成28年4月1日

4 委託期間

平成28年4月1日から平成29年3月31日まで

**福岡県告示第385号**

地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2第6項の規定に基づき、次のとおり指定代理納付者を指定したので、福岡県財務規則（昭和39年福岡県規則第23号）第85条の5の規定により告示する。

平成28年4月15日

福岡県知事 小川 洋

1 指定代理納付者として指定する者の名称及び所在地

(1) 名称

株式会社FFGカード

(2) 所在地

福岡市西区姪浜駅南一丁目7番1号

2 指定した日

平成28年4月1日

3 指定期間

平成28年4月1日から平成29年3月31日まで

4 対象となる歳入

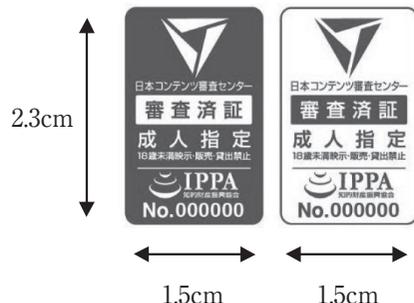
ふるさと寄附金

**福岡県告示第386号**

福岡県青少年健全育成条例（平成7年福岡県条例第46号）第16条第2項第4号の規定に基づき、図書類の製作又は販売を行う者で構成する団体を指定したので、同条第9項の規定により次のように告示する。

平成28年4月15日

福岡県知事 小川 洋

団体の名称	当該団体が青少年の閲覧又は視聴を不適当と認めた図書類を表示する方法
一般社団法人 日本コンテンツ 審査センター	図書類の包装の用に供される物に当該団体が定める次の様式を貼付する。 

**福岡県告示第387号**

福岡県卸売市場条例（昭和46年福岡県条例第46号）第9条第2号の規定に基づき、次のように卸売業務廃止の届出があったので、同条例第46条第2号の規定により告示する。

平成28年4月15日

福岡県知事 小川 洋

卸売市場の名称	卸売市場の所在地	取扱品目の部類	開設者の名称及び代表者氏名	卸売市場の廃止年月日
博多青果地方卸売市場	春日市大和町4-32	青果部	株式会社国崎商行 代表取締役社長 國崎幸信	平成28年 3月31日

公 告

**公告**

北野町鳥巢高良土地改良区から役員の就任及び退任の届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により次のように公告する。

平成28年4月15日

福岡県知事 小川 洋

1 退任理事

氏名	住所
黒岩源一	久留米市北野町高良1095番地6
黒岩一義	久留米市北野町高良2423番地2
檜原恵介	久留米市北野町鳥巢1190番地
檜原章弘	久留米市北野町鳥巢1239番地3
檜原義史	久留米市北野町鳥巢1222番地
秋吉誠	久留米市北野町高良1003番地3
橋本利晴	久留米市北野町千代島608番地
堤和成	久留米市北野町今山393番地2

## 2 退任監事

氏名	住所
権藤富秀	久留米市北野町高良2070番地2
檜原不二子	久留米市北野町鳥巢1210番地1
秋山久典	久留米市北野町千代島654番地1

## 3 就任理事

氏名	住所
檜原誠一	久留米市北野町鳥巢1226番地1
相園明広	久留米市北野町高良2487番地1
黒岩延和	久留米市北野町高良2280番地
篠原正太	久留米市北野町今山204番地1
檜原貞信	久留米市北野町鳥巢1239番地9
檜原憲一	久留米市北野町高良1004番地1 ピクトリア壺番館102号
権藤富秀	久留米市北野町高良2140番地3
上瀧ミヤコ	久留米市北野町中島105番地3

## 4 就任監事

氏名	住所
黒岩憲	久留米市北野町高良1067番地2
檜原としえ	久留米市北野町鳥巢1250番地2

澤水 スミ子	久留米市北野町今山180番地
--------	----------------

## 公告

大木町土地改良区から役員の就任の届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により次のように公告する。

平成28年4月15日

福岡県知事 小川 洋

## 就任理事

氏名	住所
富安一國	三潞郡大木町大字大藪587番地

## 公告

山門郡三橋・瀬高土地改良区から役員の就任の届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により次のように公告する。

平成28年4月15日

福岡県知事 小川 洋

## 1 就任理事

氏名	住所
田中清人	柳川市三橋町久末183番地1
山井朝徳	みやま市瀬高町上庄1101番地3

## 2 就任監事

氏名	住所
河口政己	柳川市三橋町久末290番地1

## 公告

筑後東部第2期土地改良区から役員の就任の届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により次のように公告する。

平成28年4月15日

福岡県知事 小川 洋

## 就任理事

氏名	住所
友添輝光	筑後市大字富安213番地2

## 公告

沿岸漁場整備開発法（昭和49年法律第49号）第7条の2第1項の規定に基づき、水産動物の種苗の生産及び放流並びに水産動物の育成に関する基本計画を次のとおり定めたので、同条第6項の規定により公表する。

平成28年4月15日

福岡県知事 小川 洋

## 基本計画

本県は三方を豊かな海に囲まれ、内には国内有数の河川を有するなど水産業の基盤として大変恵まれた条件を有しており、それぞれの漁場で特色ある水産物が生産される一方で、水産資源の減少や魚価の低迷などにより漁業経営は厳しい状況にある。

このため、県では、平成25年3月に福岡県水産振興基本計画を策定し、漁場の生産力を高め、漁獲の安定を図るため、漁場づくりや資源管理とともに、栽培漁業を重要な施策に位置づけている。

栽培漁業は、水産動物の最も減耗の激しい卵から幼稚仔の時期を人間の管理下において種苗を生産し、天然の水域へ放流した上で適切な管理を行い、対象とする水産動物の持続的利用を図るものである。本県では、公益財団法人ふくおか豊かな海づくり協会、市町、漁業協同組合、漁業者等による確固たる協力体制のもと栽培漁業を推進している。

今後も栽培漁業を一層計画的かつ効率的に推進するため、沿岸漁場整備開発法に基づき、平成33年度を目標年度として、本計画を策定する。

## 1 水産動物の種苗の生産及び放流並びに水産動物の育成に関する指針

## (1) 効率的かつ効果的な栽培漁業の推進

種苗放流において、地域の実情や海域特性を踏まえ、漁獲量に有意な変化を見込める規模を確保するとともに、対象種の重点化、放流適地への集中化に取り組む。

さらに、従来の一代回収型栽培漁業を発展させ、栽培漁業の対象となる水産動物の資源の維持・増大を図るため、成長した種苗を漁獲対象とするのみならず、その一部を獲り残すことによって親魚として再生産にも寄与する資源造成型栽培漁業の取組を推進する。

なお、種苗の放流及び育成に当たっては、沿岸における漁業操業、公共事業の計画及びその実施、船舶の航行等についても十分配慮し実施する。

一方、本県における種苗生産の中核的施設である県栽培漁業センターの老朽化に伴い、種苗生産能力の低下が懸念されることから、施設の計画的な補修及び更新に努めるとともに、放流に必要な種苗を適切に確保するため、他県の種苗生産施設などと連携し、効率的な種苗生産体制の構築に取り組む。

## (2) 資源管理との連携強化や種苗の育成の場の整備の推進

資源造成型栽培漁業の実現のため、小型個体や産卵親魚の保護などの資源管理と種苗放流の一体的な取組を推進する。また、放流された種苗の育成場である藻場や干潟等の保全や回復を図るため、漁場の整備や漁港施設の有効活用、漁業者が取り組む植食性動物の除去などの活動を推進する。

## (3) 広域種の種苗放流体制の構築

本県の区域を越えて回遊し漁獲されるクルマエビやトラフグ等の広域種については、関係機関が、その分布する海域の中で最も放流効果の高い適地への集中的な種苗放流や、受益に見合った費用負担を検討するなど、広域的な連携体制の構築に努める。

## (4) 生物多様性の保全への配慮

国及び国立研究開発法人水産総合研究センターが作成した遺伝的多様性への影響リスクを低減するための技術的な指針に基づき、健全な種苗の放流に取り組むとともに、ウイルス性疾病等の発生及びまん延の防除に努める。

## (5) 栽培漁業に関する県民の理解の醸成と普及

栽培漁業は、水産物の安定供給の機能に加えて、水産物の供給による健康の増進、自然環境の保全、地域社会の形成及び維持等の多面的な機能を有していることについて、県民への普及及び啓発に取り組む。

## 2 種苗の生産及び放流又はその育成を推進することが適当な水産動物の種類

本県における種苗の生産及び放流又はその育成を推進することが適当な水産動物の種類は、次のとおりとする。

- 魚 類 トラフグ
- 甲殻類 クルマエビ、ヨシエビ、ガザミ
- 貝 類 クロアワビ、アサリ
- 棘皮類 アカウニ

3 水産動物の種類ごとの種苗の放流数量の目標

平成33年度において、本計画2で定めた水産動物の種類ごとの種苗放流数量及び放流時の大きさは次のとおりとする。

水産動物の種類	放流数量	放流時の大きさ
トラフグ	50万尾	全長70ミリメートル
クルマエビ	700万尾	全長30ミリメートル
ヨシエビ	500万尾	全長30ミリメートル
ガザミ	180万尾	全甲幅10ミリメートル
クロアワビ	60万個	殻長30ミリメートル
アカウニ	25万個	殻長20ミリメートル

なお、アサリの目標数量は、技術開発の成果を踏まえ検討する。

4 特定水産動物育成事業に関する事項

県は、本計画2で定めた水産動物のうち、経済効果が明らかな魚種については、必要に応じ、特定水産物育成事業における育成水面制度を活用するよう努める。

5 水産動物の種苗生産及び放流並びに水産動物の育成に関する技術の開発に関する事項

(1) 種苗生産の技術水準の目標

平成33年度において、栽培漁業センターの種苗生産の目標は次のとおりとする。

水産動物の種類	1立方メートル当たりの生産数量	大きさ
トラフグ	2,000尾	全長30ミリメートル
クルマエビ・ヨシエビ	10,000尾	全長15ミリメートル
ガザミ	3,000尾	全甲幅5ミリメートル
クロアワビ	5,000個	殻長30ミリメートル
アカウニ	4,000個	殻径20ミリメートル

(2) 効率的かつ効果的な栽培漁業の推進のための技術開発の推進

種苗放流の対象種について、遺伝的多様性を備えた健全な種苗を安定的に低コス

トで生産する技術の開発や、疾病等の発生及びまん延防止のための技術開発に取り組む。

さらに、対象種の放流適地や最適な放流サイズ等の把握に取り組むとともに、種苗生産や放流、さらには育成にかかる技術開発を一体的に行うよう努める。

また、近年、資源の減少が顕著なアサリなど二枚貝の増殖のための技術開発に取り組む。

(3) 種苗生産や放流にかかる技術の承継

県は、水産動物の種苗生産や中間育成、放流の実施状況を把握するとともに、栽培漁業を担う人材の計画的な確保と種苗生産技術及び放流技術の継承に努める。

(4) 遺伝子組換え生物や外来生物等の取扱い

遺伝子を直接操作することや胚を操作することによる新たな品種の開発及び種苗放流については、水産庁長官の確認を得て行う試験的な取組を除き行わない。また、栽培漁業への外来生物の導入については、生態系に及ぼす影響が明確でないことから行わない。

(5) 技術開発水準の到達すべき段階

魚種名	基準年における平均的技術開発段階	目標年における技術開発段階	事業実施期段階に到達した魚種の技術的課題
トラフグ	E	F	-
クルマエビ	F	F	生産体制の効率化 放流効果の向上
ヨシエビ	F	F	早期生産体制の検討
ガザミ	F	F	生産性の向上
クロアワビ	F	F	防疫対策 生産性の向上
アサリ	C	D	-
アカウニ	F	F	生産性の向上

備考 上記の符号は、技術開発の段階を次のとおりの分類で表したものである。

- A 新技術開発期 種苗生産の基礎技術開発を行う。
- B 量産技術開発期 種苗生産の可能な種類について量産技術の開発を行う。
- C 放流技術開発期 種苗量産技術の改良を行うとともに、放流効果を得る上で最

- も適した時期、場所、サイズ、手法の検討を行う。
- D 事業化検討期 対象種の資源量、加入量を把握し、資源に応じた放流数量を検討するとともに、受益の範囲と程度を把握する。
- E 事業実証期 種苗の生産・放流体制を整備した上で、放流効果を実証し、経費の低減を図るとともに、効果に応じた経費の負担配分を検討する。
- F 事業実施期 持続的な栽培漁業が成立する。
- 6 水産動物の放流後の成育、分布及び採捕に係る調査に関する事項  
栽培漁業の実施主体は、県水産海洋技術センターや市町等と連携し、成育状況、分布回遊状況、漁獲状況等の調査を実施し、水産動物の放流後の増殖効果の把握に努める。
- 7 その他水産動物の種苗の生産及び放流並びに水産動物の育成に関し必要な事項  
県や公益財団法人ふくおか豊かな海づくり協会、市町、漁業協同組合、漁業者等は、本県における栽培漁業を効率的かつ効果的に推進していくため、相互に緊密な連携に努める。  
とくに、公益財団法人ふくおか豊かな海づくり協会は、計画的かつ安定的に種苗の生産や配布を行う等、本県の栽培漁業の中心的な役割を担っており、今後もその役割を担う。  
また、広域種の種苗放流体制の推進を図るため、県や公益財団法人ふくおか豊かな海づくり協会等は、各海域栽培漁業推進協議会及び栽培漁業推進協議会全国連絡会議との連携を強化する。

## 公告

平成28年度調理師試験を次のように実施する。

平成28年4月15日

福岡県知事 小川 洋

### 1 受験資格

学校教育法（昭和22年法律第26号）第57条に規定する者で、調理師法施行規則（昭和33年厚生省令第46号）第4条に規定する施設又は営業において2年以上調理の業務

に従事したものの。

### 2 試験

#### (1) 方法

試験は筆記試験とし、出題形式は客観式四肢択一とする。試験科目は次のとおりとする。

- ア 食文化概論
- イ 公衆衛生学
- ウ 栄養学
- エ 食品学
- オ 食品衛生学
- カ 調理理論

#### (2) 日時

平成28年10月8日（土曜日）

午後1時30分から午後3時30分まで

#### (3) 場所

第1会場 福岡市早良区西新六丁目2番92号  
西南学院大学

第2会場 福岡市東区馬出四丁目12番12号  
福岡県教育会館

### 3 受験手続及び受付期間

#### (1) 受験の申込方法

ア 受験願書1部に次に掲げる書類（福岡県知事が実施した平成27年度調理師試験の受験票の原本を提出する場合は省略可能）及び写真（申込前6月以内に撮影した上半身、無帽、正面向き、縦4センチメートル、横3センチメートル、裏面に氏名及び生年月日を記入したもの）1枚並びに受験申込手数料6,100円（領収証紙納付書に貼付）を添えて公益社団法人調理技術技能センター調理師試験担当（郵便番号103-0012東京都中央区日本橋堀留町二丁目8番5号 電話番号03-3667-1815、ファックス番号03-3667-1868）に提出すること。

(ア) 学校教育法第57条の規定に該当することを証する書類1部

(イ) 調理師法施行規則第4条に規定する施設又は営業において2年以上調理の業務に従事したことを証する書類1部

イ 受験願書の用紙は、最寄りの保健福祉環境事務所若しくは保健福祉事務所（ただし、福岡市においては各区保健福祉センター衛生課食品係とし、北九州市においては小倉北区及び八幡西区は保健所、その他の区は各区役所内保健福祉課生活衛生担当とし、大牟田市及び久留米市においては保健所とする。以下「保健福祉環境事務所等」という。）、福岡県保健医療介護部健康増進課（以下「健康増進課」という。）又は公益社団法人調理技術技能センター調理師試験担当で交付する。

郵便によって受験願書の用紙を請求する場合は、宛先、郵便番号及び住所を明記して140円切手を貼った返信用封筒（角型2号）を同封して、公益社団法人調理技術技能センターに請求すること。郵便による受験願書の用紙の請求は、平成28年5月16日（月曜日）から同年6月21日（火曜日）までの期間に到着したものに限り受け付ける。

ウ 受験申込手数料6,100円は、福岡県領収証紙により納入すること。受験申込手数料は、申込受付後は一切返還しない。

エ 郵便によって受験を申し込む場合は、必ず書留郵便にすること。

## (2) 受付期間

ア 郵便による受験申込みは、平成28年5月16日（月曜日）から受け付けることとし、同年6月27日（月曜日）までの消印のあるものに限り受け付ける。

イ 団体受付（代表者が、5名以上の受験申込みに係る書類を公益社団法人調理技術技能センターに持参して申込みを行うことをいう。以下同じ。）の受験申込みは、平成28年5月16日（月曜日）から同年6月27日（月曜日）までの土曜日及び日曜日を除く毎日、午前9時00分から午後5時00分まで受け付ける。

ただし、団体受付を行う場合は、事前に電話連絡を行うこと。

## 4 合格者の発表

(1) 試験に合格した者の受験番号は、平成28年11月30日（水曜日）午前10時00分に発表する。発表は、公益社団法人調理技術技能センターホームページに掲載するほか、保健福祉環境事務所等、健康増進課、公益社団法人調理技術技能センターに掲

示して行う。

(2) 合格者に対しては、合格の通知を行う。

## 5 その他

受験手続その他の問合せは、公益社団法人調理技術技能センター調理師試験担当に対して行うこと。

## 公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定に基づき、同法第5条第1項の規定による届出があった大規模小売店舗について、変更の届出があったので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該届出及び添付書類は、この公告の日から4月間、福岡県商工部中小企業振興課及び北九州中小企業振興事務所において縦覧に供する。

平成28年4月15日

福岡県知事 小川 洋

### 1 届出年月日

平成28年3月16日

### 2 大規模小売店舗の名称及び所在地

(1) 名称 水巻ショッピングバザール

(2) 所在地 遠賀郡水巻町大字古賀字丸山1454-1 外

### 3 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

変更前	変更後
株式会社ダイエー 代表取締役 村井 正平 兵庫県神戸市中央区港島中町四丁目1番1	イオンストア九州株式会社 代表取締役 佐方 圭二 福岡市博多区博多駅南二丁目9番11号
株式会社光貴 代表取締役 間山 弘造 沖縄県宜野湾市伊佐二丁目19番2号	株式会社サンドラッグ 代表取締役 才津 達郎 東京都府中市若松町一丁目38番1号
瓜生 孝二 遠賀郡岡垣町大字高倉1712番3	株式会社プラザクリエイトストアーズ 代表取締役 大島 康広 東京都中央区晴海一丁目8番10号

有限会社ミッキー 代表取締役 浦野 国興 遠賀郡遠賀町大字広渡1829番9	有限会社ミッキー 代表取締役 浦野 国興 遠賀郡遠賀町大字虫生津1494番地2
株式会社かば田食品 代表取締役 梶田 稔久 北九州市八幡西区八枝五丁目4番52号	株式会社かば田食品 代表取締役 梶田 稔久 北九州市八幡西区八枝五丁目4番52号
株式会社大創産業 代表取締役 矢野 博丈 広島県東広島市西条吉行東一丁目4番14号	株式会社大創産業 代表取締役 矢野 博丈 広島県東広島市西条吉行東一丁目4番14号
幸村 ミサヲ 遠賀郡水巻町古賀1364番11	株式会社未来屋書店 代表取締役 羽牟 秀幸 千葉県千葉市美浜区中瀬1番6 N T T 幕張ビル7階
株式会社お茶の山口屋 代表取締役 山口 光好 北九州市小倉北区魚町四丁目4番22号	-
株式会社花かず 代表取締役 原 経博 福岡市西区愛宕一丁目16番35号	-
株式会社リオースをぐらや 代表取締役 降幡 清介 北九州市戸畑区浅生二丁目17番10号	-
有限会社ファインフード 代表取締役 藤田 利幸 北九州市小倉北区熊本二丁目8番29号	-
株式会社ベスト電器 代表取締役 小野 浩司 福岡市中央区那の津二丁目1番12号	-

**公告**

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定に基づき、同法第5条第1項の規定による届出があった大規模小売店舗について、変更の届出があったので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該届出及び添付書類は、この公告の日から4月間、福岡県商工部中小企業振興課及び久留米中小企業振興事務所において縦覧に供する。

平成28年4月15日

福岡県知事 小川 洋

- 届出年月日  
平成28年3月23日
- 大規模小売店舗の名称及び所在地  
(1) 名称 ホームプラザナフコ瀬高店・ソフトバンクみやま  
(2) 所在地 みやま市瀬高町下庄字東欠橋723番1 外26筆
- 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

変更前	変更後
株式会社ナフコ 代表取締役 深町 勝義 北九州市小倉北区魚町二丁目6番10号	株式会社ナフコ 代表取締役 深町 勝義 北九州市小倉北区魚町二丁目6番10号
	有限会社プラザクリノウチ 代表取締役 前田 多門 みやま市瀬高町河内2636番地の4

- 大規模小売店舗の名称

変更前	変更後
ホームプラザナフコ瀬高店	ホームプラザナフコ瀬高店・ソフトバンクみやま

- 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

変更前	変更後
株式会社ナフコ 代表取締役 深町 勝義 北九州市小倉北区魚町二丁目6番10号	株式会社ナフコ 代表取締役 深町 勝義 北九州市小倉北区魚町二丁目6番10号
	有限会社プラザクリノウチ 代表取締役 前田 多門 みやま市瀬高町河内2636番地の4

**公告**

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条

第3項の規定により公告する。

平成28年4月15日

福岡県知事 小川 洋

- 1 開発区域に含まれる地域の名称  
飯塚市横田字古賀浦175番1及び175番5から175番27まで
- 2 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名  
飯塚市弁分127番地の7  
未来エステート株式会社  
代表取締役 安永 加代美

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成28年4月15日

福岡県知事 小川 洋

- 1 開発区域に含まれる地域の名称  
福津市中央二丁目3471番1及び3471番28から3471番35まで
- 2 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名  
福岡市城南区別府五丁目25番21号  
健康住宅株式会社  
代表取締役 畑中 直

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成28年4月15日

福岡県知事 小川 洋

- 1 開発区域に含まれる地域の名称  
福津市花見が丘二丁目1262番1から1262番18まで並びにこれらの区域内の水路であ

る市有地の一部

- 2 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名  
久留米市国分町743番地の2  
昭和建設株式会社  
代表取締役 戸田 誠二

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定に基づき、同法第5条第1項の規定による届出があった大規模小売店舗について、変更の届出があったので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該届出及び添付書類は、この公告の日から4月間、福岡県商工部中小企業振興課及び久留米中小企業振興事務所において縦覧に供する。

平成28年4月15日

福岡県知事 小川 洋

- 1 届出年月日  
平成28年3月23日
- 2 大規模小売店舗の名称及び所在地  
(1) 名称 ホームプラザナフコ瀬高店・ソフトバンクみやま  
(2) 所在地 みやま市瀬高町下庄字東欠橋723番1 外26筆
- 3 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項  
(1) 荷さばき施設の位置及び面積

変更前		変更後	
位置	面積	位置	面積
店舗建物東側	207㎡	A棟東側	207㎡
		B棟東側	21㎡
合計	207㎡	合計	228㎡

- (2) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量

変更前		変更後	
位置	面積	位置	面積
店舗建物北東側	25.29㎡	A棟北東側	25.29㎡
		B棟北側	0.42㎡
合計	25.29㎡	合計	25.71㎡

## 4 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

## (1) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

荷さばき施設No.	変更前	変更後
荷さばき施設No.1	午前8時00分～午後3時00分	午前8時00分～午後3時00分
荷さばき施設No.2	-	午前8時00分～午後7時00分

## 公告

平成28年度狩猟免許試験及び狩猟者講習を次のように実施する。

平成28年4月15日

福岡県知事 小川 洋

## 1 狩猟免許試験の期日及び場所

期 日	場 所		所 管
	所 在 地	会 場	
平成28年6月30日 (木曜日)	福岡市中央区赤坂一丁目8-8	福岡県福岡西総合庁舎	福岡農林事務所
	朝倉市甘木2014-1	福岡県朝倉総合庁舎	朝倉農林事務所
	行橋市中央一丁目2-1	福岡県行橋総合庁舎	行橋農林事務所
平成28年7月29日 (金曜日)	北九州市八幡西区則松三丁目7-1	福岡県八幡総合庁舎	八幡農林事務所
	飯塚市有安830-3	庄内公民館	飯塚農林事務所
	筑後市大字和泉606-1	福岡県筑後農林事務所	筑後農林事務所
平成28年8月28日 (日曜日)	行橋市中央一丁目2-1	福岡県行橋総合庁舎	行橋農林事務所
平成29年1月22日 (日曜日)	福岡市中央区赤坂一丁目8-8	福岡県福岡西総合庁舎	福岡農林事務所

## 2 受験資格者並びに試験科目及び試験時間

## (1) 受験資格者

福岡県内に住所を有する者で、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第40条に規定する免許の欠格事由に該当しないもの

なお、年齢については、銃猟免許にあっては試験当日20歳以上、網猟免許及びわな猟免許にあっては試験当日18歳以上の者

## (2) 試験科目及び試験時間

区 分	試 験 科 目	試 験 時 間
	課 題	
知識試験	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法令、猟具、鳥獣並びに鳥獣の保護及び管理並びに狩猟に関する知識について	午前9時30分～午前11時00分
適性試験	視力、聴力及び運動能力について	午前11時00分～午後0時30分
技能試験	猟具の操作、距離の目測（網猟、わな猟免許を除く。）及び鳥獣の判別	午後1時30分～午後5時00分

## 3 狩猟者講習の期日及び場所

期 日	会 場 所 在 地	会 場 名
平成28年7月1日 (金曜日)	飯塚市仁保8-30	筑豊ハイツ
平成28年7月6日 (水曜日)	八女市立花町原島108-1	八女市立花市民センター
平成28年7月12日 (火曜日)	北九州市八幡西区則松三丁目7-1	福岡県八幡総合庁舎
平成28年7月13日 (水曜日)	みやま市高田町濃施14	まいピア高田
平成28年7月13日 (水曜日)	行橋市中央一丁目2-1	福岡県行橋総合庁舎
平成28年7月20日 (水曜日)	筑後市大字山ノ井899	中央公民館(サンコア)
平成28年7月21日 (木曜日)	朝倉市甘木198-1	ピーポート甘木
平成28年7月27日 (水曜日)	福岡市博多区吉塚本町13-50	福岡県吉塚合同庁舎

平成28年8月21日 (日曜日)	朝倉市甘木2014-1	福岡県朝倉総合庁舎
---------------------	-------------	-----------

4 受講資格者並びに講習科目及び講習時間

(1) 受講資格者

平成25年度において狩猟免許試験又は狩猟者講習を受けて狩猟免許を取得している者で、福岡県内に住所を有し、かつ、当該免許の更新を受けようとするもの（一種の免許について受講資格を有するものは、有効期限の異なる他種の免許についても、受講資格を有する。）

なお、認定鳥獣捕獲等事業に従事する者であって環境省令で定める方法により狩猟について必要な適性を有することが確認されたものについては、適性試験を免除する。

(2) 適性検査、講習科目及び時間

講 習 科 目	講 習 時 間
視力、聴力及び運動能力の適性検査	午前9時00分～午前10時00分
鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法令並びに鳥獣の保護及び管理並びに狩猟に関する知識	午前10時00分～午後1時00分
鳥獣の判別	
猟具の取扱い	

5 受験又は受講の申込方法

(1) 受験又は受講の希望者は、狩猟免許申請書又は狩猟免許更新申請書に必要事項を記入し、次に掲げるものを添えて、下記で定める申込期間内に申請者の居住地を所管する農林事務所に申し込むこと。なお、各申請書類は、必ず黒のボールペン（消えないもの）で記入すること。

ア 写真（申込前6月以内に撮影した上三分身、無帽、正面向き、縦3.0センチメートル横2.4センチメートルのもの）を貼った受験票又は受講票（用紙は、各農林事務所及び猟友会支部で交付する。）

イ 次に掲げる者でないことを証明する医師の診断書（申請日前3か月以内のものとする。また、申請者が銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第4条第1項第1号の規定による許可の写しを添付している場合を除く。）

- (ア) 統合失調症にかかっている者
  - (イ) そう鬱病（そう病及び鬱病を含む。）にかかっている者
  - (ウ) てんかん（発作が再発するおそれがないもの、発作が再発しても意識障害がもたらされないもの及び発作が睡眠中に限り再発するものを除く。）にかかっている者
  - (エ) 自己の行為の是非を判別し、又はその判別に従って行動する能力を失わせ、又は著しく低下させる症状を呈する病気（アからウまでに掲げるものを除く。）にかかっている者
  - (オ) 麻薬、大麻、あへん又は覚醒剤の中毒者
  - (カ) 自己の行為の是非を判別し、又はその判別に従って行動する能力がなく、又は著しく低い者（アからオまでに該当する者を除く。）
- ウ 狩猟免許申請手数料（5,200円（試験の一部を免除される者にあつては3,900円）。2種以上受験しようとする者は1種ごとに5,200円（試験の一部を免除される者にあつては3,900円）を加算のこと。）又は狩猟免許更新申請手数料（2,900円。2種以上を受講しようとする者は1種ごとに2,900円を加算のこと。）
- なお、各手数料は、福岡県領収証紙で納付すること。

（販売所一覧：<http://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/kkaikei.html>）

(2) 狩猟免許は、網猟免許、わな猟免許、第一種銃猟免許及び第二種銃猟免許の4種であり、狩猟免許申請書又は狩猟免許更新申請書は、各種ごとに提出すること。

- ア 網猟免許は、網を使用する法定猟法により狩猟をする者を対象とする。
- イ わな猟免許は、わなを使用する法定猟法により狩猟をする者を対象とする。
- ウ 第一種銃猟免許は、装薬銃を使用する猟法により狩猟をする者を対象とする。（ただし、第一種銃猟免許を受けた者は、空気銃（圧縮ガスを使用するものを含む。）を使用する猟法により狩猟をすることができる。）
- エ 第二種銃猟免許は、空気銃（圧縮ガスを使用するものを含む。）を使用する猟法により狩猟をする者を対象とする。

【実施期日、会場名及び申請期間】

免 許 試 験		
実施期日	会 場 名	申請期間

6月30日(木)	福岡県福岡西総合庁舎 福岡県朝倉総合庁舎 福岡県行橋総合庁舎	5月23日(月)～6月20日(月)
7月29日(金)	福岡県八幡総合庁舎 庄内公民館 福岡県筑後農林事務所	6月20日(月)～7月19日(火)
8月28日(日)	福岡県行橋農林事務所	7月19日(火)～8月18日(木)
1月22日(日)	福岡県福岡西総合庁舎	12月13日(火)～1月12日(木)

免許更新講習		
実施期日	会場名	申請期間
7月1日(金)	筑豊ハイツ	5月23日(月)～6月21日(火)
7月6日(水)	八女市立花市民センター	5月27日(金)～6月27日(月)
7月12日(火)	福岡県八幡総合庁舎	6月2日(木)～7月4日(月)
7月13日(水)	まいピア高田 福岡県行橋総合庁舎	6月2日(木)～7月4日(月)
7月20日(水)	中央公民館(サンコア)	6月10日(金)～7月11日(月)
7月21日(木)	ピーポート甘木	6月13日(月)～7月11日(月)
7月27日(水)	福岡県吉塚合同庁舎	6月17日(金)～7月19日(火)
8月21日(日)	福岡県朝倉総合庁舎	7月12日(火)～8月12日(金)

## 6 注意事項

- (1) 試験又は講習の当日の受付は、午前9時00分から同9時30分まで行う。
- (2) 次のいずれかに該当する場合は、試験又は講習を受けることができなくなるので注意すること。
  - ア 試験開始時刻又は講習開始時刻に遅れた場合
  - イ 受験中又は受講中無断で退席した場合
  - ウ 試験又は適性検査を不正な手段によって受け、又は受けさせようとした場合
  - エ 他の者の迷惑になるような行動等をとった場合
- (3) 手数料は、福岡県領収証紙により納付することとし、既納の手数料、申請書等は、いかなる理由があっても返還しない。
- (4) 試験又は講習には、受験票又は受講票及び筆記具を必ず持参すること。

- (5) その他詳細については、福岡県農林水産部畜産課鳥獣対策係又は各農林事務所農山村振興課若しくは農山村・農業振興課に問い合わせること。

## 公告

小郡土地改良区から役員の退任の届出があったので、土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第17項の規定により次のように公告する。

平成28年4月15日

福岡県知事 小川 洋

## 退任理事

氏名	住所
山田 廣 信	小郡市稲吉1141番地4
秋山 儀 一	小郡市山隈986番地1

## 公告

土地改良法(昭和24年法律第195号)第95条の2第3項において準用する同法第8条第1項の規定に基づき、同法第95条第1項に定める者の土地改良事業の計画の変更の認可申請を平成28年4月4日付けで適当と決定したので、同法第95条の2第3項において準用する同法第8条第6項の規定により公告し、その関係書類を次のように縦覧に供する。

平成28年4月15日

福岡県知事 小川 洋

	縦覧に供する書類	縦覧期間	縦覧場所
田川市大字伊田法月地区土地改良事業共同施行	土地改良事業変更計画書の写し	平成28年4月15日から平成28年5月19日まで	田川市役所